

黎朝聖宗の目指したもの

——十五世紀大越ヴェトナムの對外政策——

八尾隆生

はじめに

- 一 十五世紀の東南アジア北部海域・中國及び琉球
 - 二 十五世紀大越の交易體制
 - 二一 十五世紀の大越
 - 二一二 大越の交易政策
 - 二一三 大越陶磁の運搬者
 - 三 黎朝大越の「擴張政策」と小中華意識の醸成
 - 三一 占城攻撃
 - 三一二 西方攻撃及び北方での緊張状態
 - 三一三 三重の疆域概念の成立と交易圏の崩壊？
- 結論にかえて

はじめに

筆者は本誌に第一論文を一九八八年に發表して以來、大越ヴェトナム⁽¹⁾黎朝前期史(一四二八—一五二七年)研究の道に入ることとなった。九一年から二年間の本國留學により、現地には同時代に關係する多くの地方文書(多くは後世の再寫本で

はあるが)が存在することを知り、それを用いた研究に没頭することとなった。その研究は八尾「二〇〇九」として一應まとまったが、地方史料のもつ性格と筆者本人の關心ないし能力の限界により、同書はその「あとがき」で記したごとく、極めて視野の狭い「一國史的」なものとなったことを否定できない。本稿は遅まきながらその反省の上に立ち、同時代における東アジア・東南アジア世界のなかでの黎朝大越國の位置づけを、交易、外交、戦争などの観点から行うものである。

一 十五世紀の東南アジア北部海域・中國及び琉球

周知のごとく、ブローデルの手法を東南アジア史に援用したアンソニー・リード [Raid 1988: 1993] は、一四五〇年から一六八〇年までの東南アジア（中國南部をも一部含む）に活潑な交易活動があったことを、アナル學派の手法に則り、それに伴う新宗教（上座佛教やイスラーム教）の傳播や各地の社會變容等をも含めて多面的に描き、この時期を「商業（交易）の時代」と命名した。

氏の説にはジェフ・ウエイド [Wade 2009] の「東南アジアにおける商業の時代は一つとは限らない」、ヴィクター・リーバーマン [Lieberman 1997] の「東南アジア大陸部と島嶼部との同時代性には首肯しがたい」等の批判がでており、海域史に疎い筆者でも何故「鄭和の大航海をこの時代に含めないのか」とか、「琉球の活動はどうなるのか」といった疑問が湧く。しかしグローバル・ヒストリーや海域アジア史研究が盛んになる中、氏の説には多くの修正すべき点を含みつつもほぼ「定説」として受け入れられているのが現状である。そして十五世紀はこの時代の初期に該当することになる。

この時代のこの海域の東西で、中繼交易により特に繁榮したのが二つの新興港市國家マラッカと統一琉球王國であった。この二つの交易センターを中心にして日本、琉球、朝鮮、中國、東南アジア、インド洋以西をつなぐ交易圏が成立し、十六世紀にはそれにヨーロッパ人商人が參入することによって「商業の時代」は最盛期を迎えることとなる。

東南アジアの北側に位置する中國は、東南アジア交易史に缺かすことの出来ない存在であるが、強勢を誇った元が北方

に退いた後、一三六八年に明朝が成立した。初代皇帝太祖洪武帝は海禁と朝貢貿易體制をセットにして採用することによって、結果的に朝貢貿易以外の交易を嚴禁する方策を探るに至り、それが後代の通例となつたとされる。

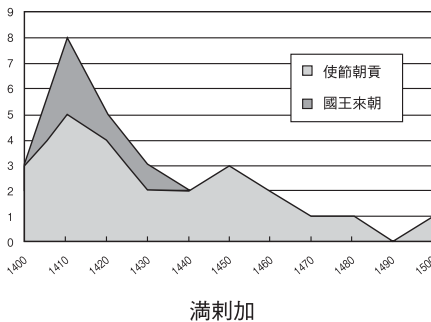
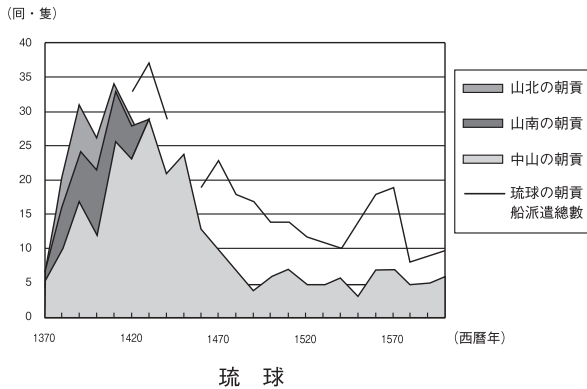
最近、既發表論文をもとにして公刊された檀上寛の近著「二〇一四・第一部」では過去の諸説を批判、繼承し、「海禁Ⅱ朝貢貿易體制」が中國史上極めて特異なものであつたこと、海禁は本來交易とは無關係で、成立まもない明の臣民を海上の非合法勢力（密貿易商人なども含む）から守ることが主目的であつたこと、明を中心とする國際秩序を再構築し、朝貢に附隨する朝貢貿易を通じて海外交易に統制をかけようとしたこと、兩方の政策が相まって「海禁Ⅱ朝貢貿易システム」が成立したことを詳細に論じる。

しかし氏も認めておられるように、密輸を含む中國産品の海外輸出が實際に減少したかどうかについては疑問符がつく。特に永樂帝歿後、北方との關係が緊張の度を加えるにつれ東南沿海部の統制は緩み、實態と理念は乖離したものとなつていった。また桃木至朗「二〇一〇・一五―一五四」が論ずるように、貿易の管理統制と貿易量の減少は同義ではない。氏は後に述べる琉球以外に、大越ヴェトナムが東南アジアと明との中繼交易に大きく寄與した可能性まで示唆している「一五四」。依然として中國及び中國の産品は「商業時代の東南アジア」の重要な構成要素であつたことは疑いないのである。⁽²⁾

そして大越の方は一旦置くとして、その貿易統制の恩恵を受ける形で琉球王國が中繼交易で勃興するのである。既に多くの研究が出ているので贅言を要さないが、明が新王朝成立を宣言し、國外に向かつては朝貢を促した際、従來からの朝貢國を追いかけるようにそれに應じたのが當時琉球内部で覇を競っていた中山國である。ライヴァルである山北、山南二國も遅れて入貢したが、中繼交易の利を得たことが中山國による琉球統一促進の一因というのが通説である。

近年、この明の琉球招諭に極めて興味深い理解を提示したのが岡本弘道「二〇一〇」である。以下本章の行論は専ら氏の書に依據することとなるが、氏は統一琉球國が明による新設の東アジア海域秩序維持センターであつたと理解する「岡

明成立当初、東シナ海域には「倭寇」になりかねない海上勢力（この中には朱元璋に敗れた元末の群雄の残黨も含む）が多く存在した。明は当初その取り締まりの役割を日本に期待したが「檀上二〇一四・第六章」、日本本土の室町幕府にはこれらの勢力を統制したり束ねたりする力はないばかりか、結託する勢力も存在し、明はその役割を琉球に期待したというのである。その見返りが琉球に對する様々な優遇措置である。朝貢船の賜與、華人の琉球における存在、年あたり無制限の朝貢許可、琉球統一が確定するまでは中山、山北、山南の三國にそれぞれ朝貢許可を出したこと、『歴代寶案』に見られるような文書外交を伴う交易技法の提供等がそれである。そうした措置をもとに、琉球は小葉田淳「一九三九」以來の研究にあるように、明から回賜・交易



圖一 琉球・滿刺加の對明朝貢回数 (10年きざみ) [岡本 2010: 18, 194] より

品として陶磁器や絹製品を入手し、それを東南アジア方面に賣りさばき、東南アジアの産物である香料（蘇木、胡椒等）を手にして再び明に朝貢するという中継交易國家として繁榮したのである。

明の政策に乗る形で「立國」し、交易の利に預かった琉球であったが、岡本は、早くも十五世紀半ばから明の琉球への厚遇が漸減し、琉球による朝貢回數・朝貢船隻數が減少傾向にあったことを指摘している（圖一）参照。原因としては前述のごとく、北邊での緊張が高まってきたこと、朝貢にかかる經費が膨大になったことなどがあげられるが、大越朝の前期に該當する十五世紀の全期間を通して琉球の國家主導の交易活動が必ずしも盛んであったわけではなかったことが確認される。

岡本は新興の琉球が朝貢開始のかなり早い時期から明の希望を裏切る様々な不法行爲、例えば定まった貢道以外の使用（明は結局これを認める）〔岡本二〇一〇・二九～三〇〕、琉球人の明での不法滞在〔三八～三九〕等があったことを指摘しているが、明の厚遇策が漸減したことは、當然「琉球」に包括されていた勢力による非合法活動の活潑化を惹起した。『大明實錄』などでは福建・廣東などの沿岸地帯での「海賊」「密貿易」等の不法行爲が十五世紀に入ると多く記録されるが、明側の認識ではその多くは本来琉球と大越が取り締まるべきものであった。そうした「倭寇」的行動が、さらに南下して大越の沿海でも見られることになるのである。

二 十五世紀大越の交易體制

二一 十五世紀の大越

43 十五世紀の大越も一つの劃期を迎えていた。同世紀初頭、陳朝を篡奪した胡朝はそれを口實とした明の侵略をうけ、滅亡する。北部ヴェトナムはその後約二十年間明の直轄支配下に置かれるが、清化³（ティンホア）の土豪黎利を中心とした

十年に及ぶ抗戦の後、獨立を回復して一四二八年に黎朝が成立する。

初代太祖黎利の後、黎朝政權は明と同様、國內統治は比較的安定を保つが、獨立戦争に貢献した武臣（多くが黎帝と故郷をともにする清化集團が中心）「八尾二〇〇九・第一章・第二章」と文化的に先進地である紅河平野出身の文臣などを巻き込んだ權力闘争が半世紀も續き、帝權も安定しないまま、二代太宗、三代仁宗、四代廢帝宜民のすべてが異常死を遂げている。

五代聖宗（在位一四六〇～九七年）の時代に、權力闘争の主役であった清化集團の第一世代がほぼ淘汰されたという幸運もあって、帝權はようやく確立し、聖宗の治世は後世のヴェトナム史官から現代の研究者に至るまで「榮光の時代」と評價されている。筆者はその評價自體を強く否定はしないものの、その後の大越の凋落を招くような否定的な現象が既にその統治時代から現れていたことを、農業政策や行政制度に見られる「硬直化」に注目することで指摘した「八尾二〇〇九・第二部」。また、その「繁榮史像」も農業史觀、陸地史觀にかたよったものであるとの批判がリ・タナ「二〇〇四」[Li Tana 2009]、それにかつては筆者同様、政治史に偏っていたジョン・ウィットモア [Whimmore 2006] 等によって出されている。⁽⁵⁾

しかし年代記をはじめとする大越の史料には交易に關する記事が極端に少なく、それすら讀む環境になかったリードの著も、十五世紀大越を「商業の世界」にうまく位置づけているとは言えない。では同時期の大越はひたすら内向きの閉鎖的な農業立國であったのであろうか？

考古學、特に陶磁器研究の世界ではこのような見方は既に否定されつつある。大越は十四世紀後半には鐵繪陶磁を發展させて青白磁（染附）の製作に成功し、十五世紀には大量の優品が製作された（長谷部一九九〇～一九六～九九、二〇一～二二一）、「菊池二〇〇三：一五七～六八」等）、それらの多くはタイの鐵繪陶磁とともに、海外に輸出されている。それを證明するのが現インドネシア群島に残されている遺物や、西では遠くトルコのトプカプ宮殿博物館等に残る青白磁である。⁽⁶⁾

れらは“Ming Gap”という間隙をぬって、中國陶磁の代替物として珍重され、輸出されたものであり、編纂史料からは窺えない活潑な交易活動のあったことは疑い得ないのである。

もう一つ注目すべきことは、この「商業の時代」の始まりの時期に、黎聖宗が國力の充實・軍事體制の完備をもとに、西は現ラオス・タイ北部・ビルマ北東部、北は明との國境地帯、南は占城（チャンパ）へ大小の軍事行動を仕掛けていくことである。この軍事行動の目的に關しても様々な説が近年出されているが、その中には後述のごとく、商業資源やルート確保のためといった見方も出てきている。そこで以下では大越の交易をめぐる政策と軍事行動が「商業の時代」とどう關聯するのかを考察していきたい。

二一二 大越の交易政策とわずかな新史料

既述のごとく、黎朝前期の大越がどのような交易策をとっていたのかについては断片的な史料しか残っていない。その中で比較的まとまったものとしては、國初に作成された『國朝刑律』^⑦の條文があげられる。それによれば、現クアンニン省に屬し、北部灣（トンキン灣）に位置する雲屯群島（地圖一参照）^⑧でかなり嚴格な交易統制が行われていたこととなっている。まず、第六一二條（雜律章第六〇條）では、

諸て官司で理由も無く勝手に雲屯諸庄や諸もろの鎮關隘から出た者は、徒流刑とする。告發者に罰壹資を賞とする。
 （諸官司、無故私出雲屯諸庄及諸鎮關隘者、以徒流論。賞告者罰壹資。）

とあつて、關係者以外の雲屯や國境地帯への接近行爲が禁じられ、第六一六條（雜律章第六四條）では

諸て化外の船舶は雲屯庄で販賣する。察海使で、勝手に海外の關所を出て、預め検査を行った者は貶壹資とする。
 （以下略）（諸化外商舶、就雲屯庄販賣、而察海使、私出海外關頭、預行檢對者貶壹資。）

とあつて、交易船がやってきた際も、まず「察海使」が船荷、乗組員の點檢を行うが、彼らも獨斷專行は許されない。そ

の後、第六一四條（雜律章第六二條）に

諸て瀕海庄寨で商舶を迎接するにあたり、貨物をこつそり盜搬する者は貶三資かつ密輸品の二倍を官に入れなければならず、その半分は告發者への賞とされる。庄寨の主は所管の權利を失う。（諸瀕海庄寨、迎接商舶、偷搬貨物者貶參資、倍贓貳分入官。以壹分賞告者。庄寨主者、失所主。）

とあるように、外國商人は港附近にある「瀕海庄寨」での逗留が許可されるが、そこでの無許可の交易は許されない。次に第六一五條（雜律章第六三條）に

諸て雲屯庄の人で中國の貨物を携行して上京するにあたり、安撫司の給據に據らず、朝東歩に至り、提舶司の點檢に就かず、勝手に買賣を行う者、雲屯に回歸する日限になつて、提舶司の給據に據らずして通貿の場に至り、また安撫司の點檢に就かず、勝手に雲屯庄に還る者はそれぞれ貶一資、罰錢百貫とし、その三分の一を告發者への賞とする。

（以下略）諸雲屯庄人、載北貨上京、不關安撫司給據。至朝東歩、又不就提舶司點檢、而私自買賣。及至回歸日、不關提舶司給據、至通貿場。又不就安撫司點檢、而私自還庄、各貶壹資、罰錢壹百貫。賞告者、參分之壹。（以下略）

とあるように、外國商人から得た交易品を得た雲屯の商人は「安撫司」⁽⁹⁾による給憑が行われた後、ようやく上京が許されるが、京師昇龍の東を流れる紅河の對岸にある朝東歩（現ハノイ市内紅河東岸のロンピエン區）に至る。そこで「提舶司」による憑の點檢を受け、ようやく京師の「通貿場」で交易が許されるが、それ以外の場所に行くことは許されない。還る際にも同様に提舶司、安撫司による憑確認の後、庄寨に戻らねばならない。

桃木「二〇一一・一五三」は、雲屯に限らず、こうした瀕海での密貿易行為が摘發された例をいくつか指摘している。⁽¹⁰⁾ 安易な「農業史觀」は批判されるべきであるが、交易場・交易者の限定、外國人自身の商行爲目的の上京を許さないこと、海外渡航の禁止など、理念としては明同様の「海禁」（といっても明のように國內沿岸交易すら禁じた證據はないし、外國船の到來も禁じてはいないが）に近い状態であつたと考えるのが妥當であらう。しかし、そうした堅い理念とはいささか反する實

情を示す史料が地方から近年でてきている。

前述のごとく、大越では十四世紀後半より陶磁生産の技術が向上し、十五世紀には品薄となっていた明の青花磁の代替品になりえる優品が製作されるようになった。その中心が紅河平野東部の現ハイズオン省のチユダウ窯（地圖一、同窯の概要に關しては [T'ang Ba Hoanh 1999] 等参照）で、その創始者の一人とされるのが女性陶工の一人裴氏戯である。近年、子孫の家附近から、他の遺物に混じって彼女の墓誌の文章を寫し取った銅盆が発見された（筆者實見）。以下がそれである。

裴氏戯墓誌（現物寫眞及び録文は「八尾二〇二二・三九四～九七」に既出）

※■は判讀不明文字一字、□はほぼ間違いない推測による補足文字、「」は改行、「」は筆者による注記を示す。附線は固有名詞、附線は字喃（チユノム、ヴェトナムの民族文字）を示す。

前面碑文（上部に右から横書き）⁽¹²⁾

景統壬戌年十月初十日、夫軍鄧福立。夫人生於平定王庚子、生在光映庄嘉福縣。裴氏諱戲奇才夫人之墓【大字】。壽終景統己未年八月十二日。墓在上糖】。

後面碑文（上部に右から横書き）

奇才夫人裴氏戯、號望月。是子女長馬武官裴廷義、召三代老將裴國興。夫人才文美字、奇才畫。改男應試三長、至大保壬戌年、大科犯律、官長逐。後乃出嫁■大主夫君鄧士、爲藝爨。■在南策州舟庄。太和十年、回光映庄園。男弟裴起招奴、■爐於北地庄、近定桃江。交商南策州、制特品、貢皇朝。出入商多、國外日國・北國・西方。後、鄧士同商奴、■禍死於東海。後、再嫁大家鄧福舟庄。夫人奇才第一、特品使舟庄夫人、是者壯女、武才】通文。

北國・日國・西方三番爲主商團、及國外、換交特旨。悲哉、夫一人奇才陶瓶、仍無子。後回光映庄、興公寺・廷・庄族祠堂、興公橋」石悼書・林球。至己未年八月十二日夜、天地狂亂、風雷雨。奇哉、■「内夫人臥。沈光洪發、如昇龍。段夫人化。後、最靈■。有心求必應。」景統壬戌年十月初十日、夫軍鄧福撰。」保大壬申年立春正月、■■裴德閨抄傳古石碑。」註引、獎時、古石碑祖姑藏大地靈。竝禁。¹³⁾

長文なので逐語譯は省略して主な内容を列挙すると、

- (1) 裴氏戲(號望月)の生年は平定王(即位前の黎利||黎太祖)庚子年(一四二〇)で、逝去の年が景統己未年(一五〇二)である。
- (2) 彼女の父の名は裴廷義で、彼女は開國功臣裴國興の三代の孫にあたり、弟裴(廷)起¹⁴⁾が存在する。
- (3) 彼女は文才があり、繪畫に優れ、奇才夫人とも呼ばれるほどであり、大寶壬戌(二三年(一四四二)の科擧に應じたが、女性であることが露見し、放逐された。
- (4) その後、富家の鄧士に嫁ぎ、窯業を生業とし、南冊州の舟庄 Chàu (Chu) Trang (今のチュダウ Chu Dâu) に居住した。
- (5) 大和十年(一四五二)に光映庄に戻り、弟と陶工を雇い、窯を庄の北につくった。(そこは運送路としての)定桃江に近く、南冊州方面と商賣を行った。
- (6) 優品を制作し、朝廷にも貢納した。
- (7) 交渉相手の商人が多く、國外でも中國(北國)、日本(日國)、西方(東南アジアカイスラム圏か?)があった。
- (8) 夫鄧士は海難に遭い、東海(南シナ海)で死去し、その後彼女は舟庄の富家鄧福と再婚した。
- (9) 彼女は度胸もあり、語學も堪能であったため、國外でも日本、中國、西方諸國が彼女を商(船)團のリーダーと仰ぎ、國外に赴いて(他國の)優品と交易を行った。

(10) 彼女には子が無く、後に光映庄に戻り、寺や亭^{テイ}、族の祠堂、石橋などを起工した。

(11) 立碑者は夫の鄧福であるが、(この録文は)保大壬申年(一九三二)に(子孫の)裴徳閔が古石碑から抄寫したものである。

碑文の中身を分析する前に、まずこの録文の「怪しさ」について記しておかねばならない。そもそもこの録文が発見されてすでに七年以上になる。地方の新聞などでは大々的に報道され、一旦滅んだハイズオン窯業復興運動の起爆剤となっているが、まだ筆者以外の學術的研究や報告はなされていない。皆その「怪しさ」に気がついているのである。

まず(11)に裴徳閔が「古石碑」(おそらく原碑のこと)とあるが、これが疑わしい。録文の中には多くの同音異義漢字の誤寫が見られ、¹⁵⁾明らかに録文作成時に現代ヴェトナム語表記もしくは字喃表記の文章があり、それから漢字に再び戻した際の誤りと考えられる。フランス植民地時代に現代ヴェトナム語表記が普及するにつれ、家譜もヴェトナム語表記ないしヴェトナム語譯することが多くの族で見られる。裴氏の場合もヴェトナム語もしくは字喃による録文史料があり、それに基づき上述の史料が作成されたと考えるのが¹⁶⁾妥當であろう。

次に「日國」の名が上がっているが、これもありえない。「日(本)國」という言葉自體、十五世紀大越史料で筆者は見ることがない。おそらくこの録文のできた二十世紀前半の改作によるものであろう。すでに琉球が日本の統治下にあったことを知っての改作かもしれない。

ただ、だからといってこの録文が全くの偽造文であるとも考えにくい。裴氏戯が有名になったのは、現トルコのトプカプ宮殿博物館に收藏されているヴェトナム陶磁の中に、彼女の名前や制作年を記した作品があることによる(註(6)参照)。しかし、少なくとも二十世紀初頭に子孫はもとよりヴェトナムにそのような情報は全く届いていない。つまり手の込んだ偽作録文をわざわざつくる必然性はないのである。

このように史料として大きな問題があるものの、文章の前身に入るが、『國朝刑律』とはかなり異なる「自由な貿易」を行っていたと解釋できる部分がある(7)(9)など。註(10)で引用した史料(傍線部)には「本朝では臣民が勝手に外國の商貨を賣買することを禁じて許してはいない。」とあるが、雲屯庄に見られるような特權的な(或いは職能的な)交易集團のみ海外交易を許しているだけでなく、輸出に値する産品を作る集團が存在し、彼らが官の許可を受け、その見返りとして(6)にあるように「優品を上進した」だけでなく、「税」ないし「目こぼし料」の形で認可を受け、外國商人と直接交易が許されていたと文面では讀める。

もちろん、この問題ある史料一つでもって上記のようなことを實證できたとは考えてはいないが、眞偽は別として彼女が開國功臣の子孫であると主張しているあたり(2)、註(10)の史料に見られるように、功臣をはじめとする特權階級の者やその縁者がその地位を特みにして海外交易にも手を出し、違法すれすれのことを行っていた例はおそらく年代記に記録されているよりはるかに多かったと想像できる。ただ裴氏戲錄文内容の(9)にあるように、大越人自身が商行爲のため海外渡航したとするのはおそらく脚色であろう。なぜなら當時の大越に自前の大型交易船があったとは考えられないからである。大越は李朝時代から中國歷代王朝より冊封を受け、朝貢を行っているが、黎朝以前の貢道はおおむね廣西、廣東あたりまで沿岸航路で舟行し、そこから陸路歷代中國王朝の都をめざした。そして黎朝の場合はすべてランソン經由の陸路となる。つまり、後述する交易大國占城や明から船を賜與された琉球に比べ、遠洋航行船の技術取得において大きく遅れをとっていたのである。では大越の産品を國外に持ち出したのはどのような勢力だったのであろうか？

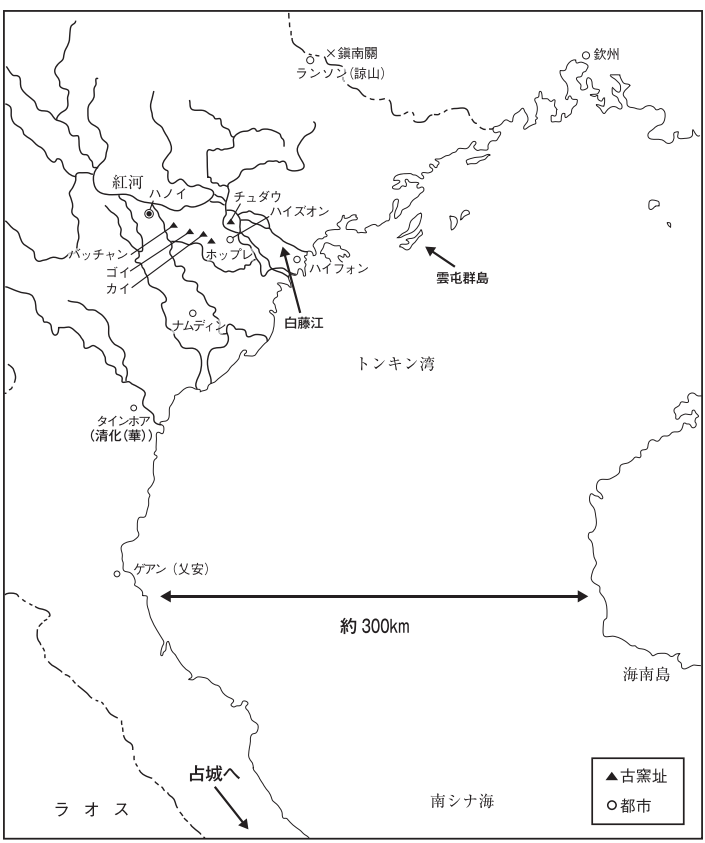
二一三 大越陶磁の運搬者

大越陶磁を海外にもたらした者は誰なのか。これに關しても桃木「二〇一一・一四八〜四九」が指摘しているように、十六世紀のポルトガル史料では「越人は自前の船を持たず」とあり、仲介者の存在を示唆する。例えば『東方諸國記』第

三部四 カウシ・シナ國の條には、
 かれらはマラカには航行せず、
 シナやシャンパへ航海する。
 かれらは海では非常に弱い。
 かれらの働きはすべて陸上の
 ものである。(中略)カウシ
 の王はシナと戦争をしなくて
 もすむように、常にシナの宮
 廷に使節を送っているが、彼
 はそういうことを欲しておら
 ず、また(そうすることに)不
 満を抱いている。(中略)

また『同書』第三部四 硝石と寶
 石の條には

かれら(カウシ人)はマラカ
 にはジュンコでほとんど來な
 い。かれらはジュンコでシナ
 の大都市であるカントンへ行
 き、シナ人の仲間に入る。そ



地圖一 交趾洋 [福岡市美術館 1992: 143] に加筆修正

してシナ人のジュンコに乗って商品を求めにゆく（後略）。

よって、チュダウを初めとするヴェトナム陶磁の出荷を最終的に擔ったのは以下の方法が可能性として考えられる。

(1) 雲屯にやって来た交易船の可能性

『大越史記全書』にはわずかではあるが、十五世紀に爪哇や滿刺加の商船が雲屯にやってきたという記載が存在する。そうした商船が歸り荷としてヴェトナム陶磁などを直接持ち歸った可能性はあろう。ただ、同書による限り、東南アジア諸國來航の回数はわずかである。

(2) 雲屯にまで、或いは大越側の監視をかいぐぐって小舟で荷物を欽州・廣州あたりまで運び、そこから華人商人が大船で東・東南アジア世界へ運んだ可能性

リ・タナ [Li Tana 2004; 2011] は、「商業の時代」以前から泉州、廣東、廣西、海南島、北部ヴェトナム海岸部、占城海岸（現ヴェトナム中部海岸）部で構成される海域交易システムが存在していたことを提唱し、それを「交趾洋」[Jaozi Yang システム]と命名した。雲屯やラオスと陸路でつながるゲアン、ハティンもこのエリアに含まれる有力な交易港とされ、大越が交趾洋というサブエリアを介して國際交易世界（東・東南アジア世界及びさらに外の世界）につながっていたこと「交趾洋システム」という用語で示唆している。確かにこう考えれば、大越の史資料不足による「交易不振」に見える現象と、大越の陶磁が大量に輸出されていた事実とが矛盾なく説明できよう。

(3) 「交趾洋」海域におけるイスラームネットワークの可能性

宋代から中國に朝貢にやって来る進貢者に明らかにムスリムと思われる者が存在することは既に以前から多くの指摘が

あり、リ・タナ [二〇〇四：一〇八～一一] やジェフ・ウエイド [Wade 2009: 231-35] は中國本土に加えて海南島やフィリピン群島、それに大越と敵對と宥和を繰り返していた占城（チャンパ）にイスラームネットワークの據點があり、それが國際交易世界と密接につながったことを主張している。つまり「交趾洋」での大越の陶磁輸出に占城も一役買った可能性を指摘しているのである。¹⁸⁾

(4) 琉球船が存在した可能性

裴氏戲の交易相手である「日國」は琉球を指している可能性が大であるが、残念ながら琉球側の外交文書『歷代寶案』からは十五世紀に琉球が大越及び占城に接觸した形跡はうかがえない。ただし、『歷代寶案』に記録されるのは琉球王國が正規と認めた船に限られ、その枠外の琉球船の動向は把握できず、南中國海域で半ば海賊まがいの行動をとっていた交易船が大越に接觸した可能性は少なくともゼロではない。しかし後述するように、大越側も表向きこうした「琉球船」を決して歓迎してはいない。

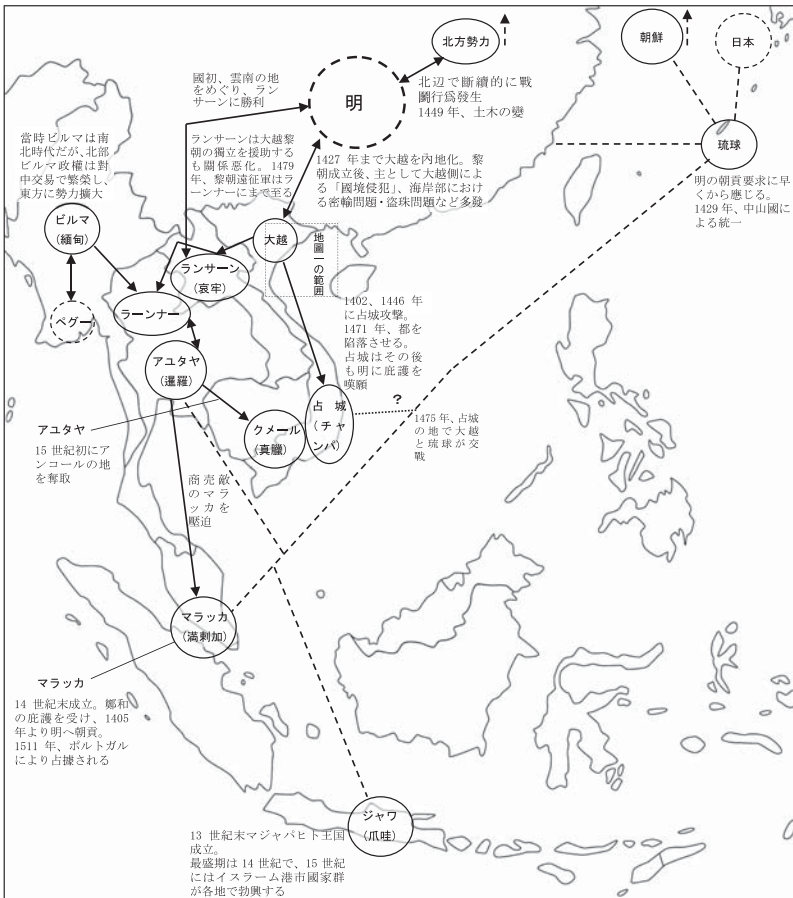
大型交易船を持たなかったため、國外への輸出に関しては、交易にやってくる爪哇國、滿刺加國など、「朝貢國」（あくまで大越側の認識）と、明が禁ずる「密貿易者」（ムスリムを含む中國人船）に仇敵占城船、それに史料には出てこないが可能性として琉球船にも依存せざるを得ず、逆に國內では基本的に明と同様、個人による外國商船との交易を嚴禁していたのが十五世紀大越の現實であった。その實態が後世の研究者の「農業史觀」を助長したことは疑いなかろう。

三 黎朝大越の「擴張政策」と小中華意識の醸成

三一 占城攻撃

占城に關して筆者は、いぶん以前にその前身たる「林邑」國について一文を書いたことがある。「八尾一九九五」が、二世紀に中國より「獨立」した林邑國は、交易港をめぐる激しい爭奪戰を中國歴代王朝の出先機關である北部ヴェトナムに置かれた交州、そして最後は安南都護府と行った。十世紀に中國より獨立した大越はまさしくその交州ないし都護府の後繼者であり、各王朝は占城に對して遠征を何度も行った。逆に攻撃を受けることもしばしばで、特に陳朝末期には二度にわたって京師昇龍が占據され、掠奪を被った。¹⁹このように元寇の際の一次的協力は別として、兩國は政治・軍事的には一貫して敵對關係にあつたが、交易や文化の面では互惠の立場にもあつて、例えば中國への朝貢品を大越が占城より購入してゐた。また相互の捕囚、亡命者の中に技術者がいたことなどから、現ヴェトナムの學界でも前近代におけるチャンパ文化の大越文化への影響を肯定的に評價する動きがみられる。²⁰大越から陸路で占城に陶磁器が輸出された可能性は高いとは思えないが、前章で述べたように、雲屯や廣東などを介して、或いは北部ヴェトナムから沿岸航路でそれらが占城の港（首都闍槃¹¹ヴィジャヤ）に運ばれ、それが外世界に運ばれた可能性は大きかつたと考えられる。また首府に近いゴーサイン窯に代表される占城陶磁器は大越の競合商品でもあつた。²¹

黎朝成立後、「二一」で概観したように、國內は比較的平和を保つが、宮廷内では權力鬭爭が激化し、皇帝までもがその犠牲者となつた。占城は黎朝成立當初は使者を派遣するなどして様子見をしてゐたが、やがて大越の南邊への侵攻が繰り返され、國境地帯での小競り合いが頻發することになった。そのため大越側も三代仁宗期になると、占城に對する遠征が本格化する。『全書』卷十一によると、大和四年（一四四六）四月に占城が化州に入寇したことから占城遠征の議論が



凡例

明への朝貢國

琉球の主要貿易ルート

かなり一方的敵對行動

相互の敵對行動

地圖二 十五世紀の南中國・東南アジア
 (版權フリー白地圖をもとに筆者作成)

はじまり、翌年正月に黎受・鄭可等を將とした遠征軍が出発した。彼らは四月には都であるヴィジャヤ（大越側の史料では「闍槃城、現ヒンディン省内）を攻め、國王の責該をはじめ、部屬を捕らえて歸京した。この遠征は一定の成果を擧げることとはできたが、その後宜民による仁宗弑殺、功臣達による宜民打倒、聖宗の即位という混亂期に占城は状況を回復させた。占城は陶磁器生産でも大越のライヴァルとなっており（後述）、この時代以前から交易の面でもムスリム商人の據點の一つとなり、中國南部海岸地域、海南島や島嶼部東南アジアと大越以上に密な關係を築いていた。片や開國以來の諸矛盾を一應解決し、軍制改革の成功「八尾二〇〇九・第三章」、密輸も含む平和的交易及び戦火を交えたことで中國式の新式火器の導入 [Sun 2006a: 509-10; 2006b; 2010a: 54-56] に成功した大越が、占城と戦火を交えるのはある意味必然であった。

禁軍と新設の五軍都督府軍を自ら率いた聖宗は一四七〇年に昇龍を發し、親征は翌年に占城國王捕縛、捕囚數萬という形で終了した。

この遠征は長く續いてきた大越對占城の拮抗關係の終焉をもたらした。占城は滅びたわけではないが、現ダナン直轄市及びクアンナム省に相當する狹義の廣南及びそれ以南には廣南承宣が置かれた。そして一二〇年ほど後の十六世紀末には朱印船貿易で榮えた日本町ホイアンが同地方に誕生することとなる。ただし、一氣にヴェト人による植民や同化政策が進んだわけではない。

廣南承宣には升華府（現ダナン直轄市及びクアンナム省）、思義府（現クアンガイ省）、懷仁府（ビンディン省）が置かれその下には縣・社が置かれた。ヴィジャヤ及びその港（大越側史料では港は施耐海口）は一旦大越の直屬統治下に入り、かろうじて殘存勢力が藩王國として存續を許され、大越はこれら藩王を冊封している。これら藩王は、依然として「占城」を稱して明へ大越の非法を訴える一方、大越への「朝貢國」として存續している。

桃木「二〇一一・一四八〜四九」は一四七一年以降、ビンディン地區が恆久的に大越の占領下に入ったとしているが、

筆者はビンディンまでの遠さを考慮した際、フエに廣南阮氏政權ができる以前は、それより南の占城の舊支配域に大越の恆久的かつ直接的な統治は及ばなかったと考えている。聖宗の歿後、黎朝はわずか三十年で斷絶し、莫朝と亡命黎朝政權との間で戦闘が半世紀以上續き、同地はほぼ放置状態となっていたのである。一六世紀後半、フエに本據地を構えた阮氏政權のもと、まず升華府に相當する狹義の廣南經營が再開されるが、その後も越・占混在の状況は續くのである。²²⁾

それでも十五世紀の大越は、占城攻撃に關する様々な情報に明に漏れることを恐れたのか、あるいは占城の反抗を恐れ、外國勢力がその地域に接近し、占城と交渉をもつことに警戒し續けた。そのため、この大攻勢の數年後（一四七五年）に「琉球海賊」との戦闘が発生している。豊見山和行「二〇〇三・四七」、桃木「二〇一・一九三・九四」等がすでに指摘しているが、『大明憲宗實錄』卷二七六、成化十四年（一四七八）三月戊子の條には、

安南國王黎灝が奏するには、「占城頭目の波籠阿麻は先に臣の國と好みを通じておりました。成化十一年（一四七五）に、（波籠阿麻は）琉球國海船で漂風してきた連中を得て、とうとう侵掠行爲に至り、臣國の邊兵が擊退するところとなりしました。今、陪臣黎弘毓が天朝より歸國し恭しく敕諭を奉じ、臣が占城地方を占奪し、州邑としたことをお責めになりました。これにつき臣は血を垂らし（誠心を開いて）陳辭し、（占城を）侵略することは全くないことを保證いたします。そもそも占城の疆域は、全く沃壤ではなく、家に蓄積は少なく、野に桑麻は絶え、山に金寶の産出もなく、海にも魚鹽の利は乏しゅうございます。ただ象牙・犀角・烏木・沉香がございますが、臣の國でも産多くして用うることも稀で、どうして貴しとするに値しましうか（後略）。」（安南國王黎灝奏、「占城頭目波籠阿麻、先與臣國通好。成化十一年、得琉球國海船漂風之衆、遂率以侵掠、爲臣國邊兵所敗。今陪臣黎弘毓回自天朝、恭奉敕諭、責臣占奪占城地方、改爲州邑。此臣不能不瀝血陳辭、而保其必無也。夫占城提封、全非沃壤、家稀蓄積、野絕桑麻、山無金寶之收、海之魚鹽之利。止有象牙・犀角・烏木・沉香、而臣國產多用稀、烏足爲貴（後略）。」）

とあつて、その前年に占城からの嘆願に應じて、明帝が大越使臣に占城抑壓の件につき叱責したが、聖宗は邊境防衛軍が

占城と結託した琉球海賊を撃退したにすぎないこと、そもそも大越に占城を占據する利のないことを強調している。

この琉球海賊に関する大越側の史料は微細なものであるが、『全書』本紀卷十四 黎憲宗景統二年（一四九九）秋七月二十五日の條には、

御史臺都御史郭有嚴が奏するには、「(中略)臣が竊かに見ますに、前年山夷⁽²³⁾・占城・琉球・老撾を征伐した時、效力各衛軍旗で膂力有る者を精選し、先頭をきつて馘を得たにもかかわらず、除用せられた者はまだすべてではありません。また選汰を被つて、五府軍に降格して充てる場合も、馘を得た者とそうでない者が區別されておりません(後略)。」(御史臺都御史郭有嚴奏、「中略」然臣竊見、前年征山夷・占城・琉球・老撾之時、精選效力各衛軍旗有膂力者、先登得馘、除用未盡。及被選汰、退充五府軍、與無得馘同、無有分別(後略)。)

とあつて、琉球撃退にあつて邊境防備軍ではなく、效力各衛という親衛軍が参加したことを述べている。また、近年發見された開國功臣鄭克復の孫の大越太保平樂侯鄭維孝の墓誌に、⁽²⁴⁾

洪徳二年（一四七二）辛卯九月、崇進宣祿大夫平樂男に改められた。六年乙未（一四七五）十二月、崇進鎮國上將軍・南軍都督府左都督・平樂伯に昇進し、ついで征夷將軍となつて、琉球海賊を討伐した。十年己亥（一四七九）十月、上の西賊親征に従つた。（洪徳二年辛卯九月、改崇進宣祿大夫平樂男。六年乙未十二月、陞崇進鎮國上將軍・南軍都督府左都督・平樂伯、尋爲征夷將軍、討琉球海賊。十年己亥十月、從上親征西賊。）

とあり、功臣の孫として生まれ、不幸にして祖父と伯父は冤罪により死罪となつたがその「代わり？」（聖宗期に名譽回復）として重用せられた鄭維孝が順調に高級武官として出世し、五軍都督府の一つである南軍都督府（管轄は山南及び順化及びそれ以南（まさに占城と接する地域）の左都督としてこの琉球海賊を討つたことが記されている）

上記の琉球海賊との戦鬪が占城のどのあたりで發生したのかは不明であり、遠征後に大越が占城の舊王城附近の經營についてどのようなヴィジョンを持っていたか不明である。しかし、この戦役に前後して、占城に従っていた（ないし港

市聯合國家である占城を形成していた。近隣の小勢力、それに順化、狹義の廣南の西方山嶽地帯の勢力が相次いで大越に臣従しはじめることになったのは確かである。

三一二 西方攻撃及び北方での緊張状態

占城攻撃から間もない一四七九年、聖宗は次に西方ラーンサーン王國（哀牢及びそれに従う盆蠻）攻撃を宣言する。「八尾二〇〇九・序章」で論じたように、ラーンサーン王國はおおむね現ラオス地域の諸盆地聯合國家であり、明との鬪いに敗れた後、海への出口を求めて明の支配下になりながらもその支配が脆弱な點に注目し、タインホアで抗明運動をしていた黎利を支援した形跡がある。しかしその勢力が大きくなるにつれ敵對行動に轉じ、黎利の姪黎石も陣歿する。黎朝成立後、黎利は西方との關係強化に乗り出す。ラーンサーン王國との間の西北地方と清化・父安西方には主にターイ、ムオン系の諸勢力があった。獨立以前から木州（現モクチャウ Mốc Châu）の車氏、寧遠（現ライチャウ Lai Châu）の刁氏は黎利と關係を結んでいたが、刁氏は順天四年（一四三二）には早くも背く。そしてその裏で哀牢が糸を引いていたため、太祖は親征してこれを降した。

次帝太宗の時代に入ると、西北の寧遠（刁氏、後に琴氏）、順每州（トゥアンチャウ）、清化・父安方面では盆蠻（現ラオス・シエンクアン地方）、玉麻州（現ハティン省西部）、南馬州（現タインホア省西部）といった勢力が哀牢と結び、反亂と降伏・歸順を繰り返した。太宗はその度に近在の土官に兵を率いて討伐に向かわせ、親征も何度か行つたが、結局首長の首のすげ替えて終わるのが常であった。これには古田元夫「一九八四・一一一六」が指摘しているように、十五世紀のラーンサーン王國の弱體化が、各土侯間の抗争を激化させた面もある。聖宗のラーンサーン本國攻撃の意圖はその征服にあるのではなく（もちろん大山脈を越えた地域を支配する能力もない）、本國をたたくことでいわば兩屬關係にある各土侯の歸屬問題を決着させようとしたものと理解される。

大越側は光順六年（一二六七）に小部隊による偵察攻撃を行った後、洪徳十年（一二四九）に五つの軍團に分かれてラオス（哀牢及び益蠻）の地に總勢十八萬（『明實錄』では六萬）と稱して侵攻し、本據地ウイエンチャンを陥落させ、當初の目的は果たしたはずであった。しかしそこから軍は暴走をはじめ、メコン河を越え、現北タイにあったラーンナーや現ビルマ北部にまで遠征したが、そこで敗北を喫したよう²⁵で、その年秋に形だけ親征の形をとって京師を出發した聖宗も年末には歸還した。しかし翌年には早くも攻撃不十分とみなされた益蠻を再度攻撃し、首長であった琴氏を追放して州縣設置を行っていた。

ラーンサーン攻撃はともかくとして、それをはるかに超えて進撃した理由を、先學もうまく説明できていない。青花磁製造に必要なコバルト鑛山が目的であった、鑄錢・鑄砲に必要な銅や銅山を確保しようとした [Sun 2006b: 98] [Li Tana 2010: 89-93] などとする説明等²⁶、いろいろあるが、いずれも決定的であるとは感じられない。コバルトにせよ銅にせよ、現地の恆久維持が不可能である以上、現物の掠奪が目的であったと考えることの方が説得的であろう。また假にコバルト鑛山・銅山・交易ルート確保が目的でそれが失敗に終わったにせよ、ラーンサーンとの間に存在し、大越に朝貢し官爵を授かる藩酋がその後激増したことは事實で、當初筆者が想定した聖宗の目的、つまり國家安全保障の擔保のための西方邊境地域の安定と「朝貢」という形での定期的現物收奪は達成されたと見えよう。

ただし、哀牢は雲南に接していたため、大越の行動は明廷をいたく刺激した。

そもそも黎朝は明の支配を脱して成立した王朝であるため、獨立後、北邊では西は雲南から東は廣西まで、黎朝成立時の國境劃定がいい加減であったことも原因して、主に大越側による越境事件が頻發した。中越雙方の史料を精査した藤原利一郎「一九八六・一一六―二七」は、廣西から貴州、雲南に至る中越國境に關わる主に地方土官同士による紛争を逐一取り上げ、發生原因や経過、處理方法をまとめている。そして、こうした紛争が明による安南國承認後に下火になっていくこと、それが聖宗期になって占城を征したことと、哀牢にも攻め込んだことから緊張が一氣に高まったことを指摘

している。實際、一四七九年には哀牢攻撃の餘勢をかって、一萬に近い大越兵が雲南蒙自縣に越境するという事件が発生している。北邊での防備のため、餘裕のない明は、永樂帝による安南經略の故事や占城侵略を引き合いに出して詰責の論旨を出す。聖宗はのらりくらりとかわし、明は結局防備を固めるに終始した。結果中越國境ではさすがに大きな戦鬪は起こらなかったが、聖宗は自身の文集である『天南餘暇集』官制によれば、光順七年（一四六六）に定めた「十二承宣制度」、すなわち國土を京師の他十二（占城攻撃後は十三）の承宣に分け、それぞれに都司、承司、憲司の三司を置く制度に特例を設け、洪徳十九年（一四八八）に大越の最北端にあたる北平府と寧朔府（現カオバン省に相當し、太原承宣に屬する）に、太原都司とは別に北平都司（後、高平都司と改名）を設置している。明に對する備えを強化するとともに、明に妥協しない態度を北邊の藩酋達に示すことによって、臣従への壓力をかけることに成功したといえよう。「八尾二〇〇九・第九章」。

三一三 三重の疆域概念の成立と交易圏の崩壊？

北部ヴェトナムに成立した政權にとって、中國からの獨立から黎朝の獨立までの四百年は、北Ⅱ中國歴代王朝に對する南Ⅱ大越國という自意識が徐々に醸成されていく期間とも言えよう。「桃木二〇一一・第四章」。大越の自意識は洪徳二年の占城攻撃以降、洪徳九年例↓洪徳十年の西方攻撃↓洪徳十五年例↓洪徳二十二年例という順序で擴大する。

占城を征し、琉球との衝突があった後、『全書』本紀卷十三 黎聖宗洪徳九年（二四七八）秋八月〜九月初五日の條に以下のよう「藩酋朝賀例」が出されたとあり、

（各藩酋は）年二回、京師に朝參に赴くこと。正月・七月にそれぞれ一回來朝すること。もし自己の都合や氣分次第で朝禮を怠った場合は一回の場合、（大越側からの）官爵を剝奪、二回の場合は逮捕のうえ治罪する。（毎年之内、二次來朝。毎年正月・七月各一次來朝。若有適自任情、廢棄朝禮、一次罷職奪官、二次拿來治罪。）

藩酋自らの定期的朝参が義務づけられた。⁽²⁸⁾

さらに『全書』卷十三 洪徳十六年(二四八五)十一月二十一日〜二十六日の條によれば、「諸藩使朝貢京國令」を定め、もし占城・老撾・暹羅・爪哇・刺加(≡滿刺加であろう)筆者)等の國の使臣や鎮憲の頭目が會同館に至れば、錦衣衛は壯士を差し、五城兵馬郎は司旗軍を將いて、おのおの法に従つて監守し、嚴に關防に謹しむべし。(使節が)道の往來、入朝進見の際に至りては、また先後に引行し、もろもろの宦官どもや公私の奴婢を驅逐し、ともに接近して訪問したり、會話を通したりさせて、(國家の)事情を漏泄させ、弊害を誘發させることがないようにすること。擔當の監督官が法に従つて厳しく防がず、勝手にそれらを見て見ぬふりをした場合は、錦衣衛舍人と司旗牌壯士は實情を具して奏聞し捕らえて治罪とすること。(如占城・老撾・暹羅・爪哇・刺加(≡滿刺加であろう)筆者)等國使臣及鎮憲頭目至會同館、錦衣衛差壯士、五城兵馬郎將司旗軍、各宜如法監守、嚴謹關防。以至道塗往來、入朝進見之際、亦宜先後引行、驅斥諸小内人并公私奴婢、竝不得接近訪問、交通言語、以至透漏事情、引誘生弊。該監官不能如法嚴防、徇私容縱、錦衣衛舍人・司旗牌壯士具實奏聞、拿來治罪。)

と規定し、朝貢使節の嚴重警護・警戒や國人との接觸が嚴禁されている。

聖宗の理念では、京師を中心とする承宣一府一縣という直接統治が成立する疆域、京師への朝参を義務づけられた藩酋の存在する疆域、そして京師に「朝貢」にくる「朝貢國」の存在する疆域という、明や歷代中國王朝を模した三重の「境域概念」が大越史上、始めて成立した。ただし上記の引用文に現れた「朝貢國」の實態は部分的には疑わしい。⁽²⁹⁾遠征を行つて打撃を與え、實際に貢納を行っている占城や哀牢(老撾)はこれ以降、確かに大越の格下の國となつてゆくが、暹羅・爪哇・滿刺加などは來航商人を無理矢理「朝貢使節」に認定し、四海に夷を創造しただけというのが實體である。⁽³⁰⁾さて、とりあえずインドシナ半島の東部で覇を唱えることになつた大越だが、その擴張主義的行動が、交易活動にはむしろ負の遺産になつたとする意見が多い。

桃木〔二〇一・一四八～五六〕がこれらの説をまとめているが、沈没船の積載陶磁器の研究〔Brown 2010〕〔Diem 2011〕等〕により、聖宗の占城親征後ヴィジャヤの港は破壊され、その終末期に少しずつ異論はあるものの、文献學者〔リ・タナ二〇〇四〕〔Whimore 2011〕等〕の間でも交趾洋システムが崩壊したとする説が強いのである。これに對し、「黎朝前期の大越＝安南が琉球の（交易上の）ライバルだった可能性」があつたことを文献と遺物、貨幣流通の問題など多方面から主張したいとする立場に立つ桃木〔二〇一・一四八～五一〕は、沈没船の積載陶磁器データのみに頼る研究法に異論を唱え、ヴィジャヤ近郊のゴーサイン窯も一七世紀まで生産を続け、ヴィジャヤが大越の輸出港として機能していたとする。ただし既述のごとく、一四七一年の後、大越がこの港や窯をどれだけ利用できたかどうかの判断は、氏も認めているように、陶磁器研究や考古學的研究、それに近年ペンデン地域から見つかり始めた文献史料研究の進展に據るしかないであろう³¹⁾。また、藩酋達からの貢納も明向け朝貢品（交易品）としては重要であるが、肝心の數量データ（貢納規定など）のないことが「琉球のライヴァルになれたか」を十全に證明できない足かせとなっている。

結論にかえて

本稿は桃木が「大越が琉球のライヴァルになれたか」という問題設定をしたことに對して、それには十分答えが出せないものの、鄭維孝の墓誌を實見して、「大越がなぜ琉球と敵對したのか」という別の疑問に着目したことが執筆の發端となっている。「琉球」は何故大越と國レヴェルの關係を持たないのか、また何故大越は交易に來たかもしれない琉球船を「朝貢使節」と認識しないのであろうか。内田晶子〔二〇〇九・七二～八一〕は琉球がヴェトナム（大越及び占城）と關係を持たない原因として「琉球に必要な貿易品がないから」と論じているが、當時の國際情勢に對する理解に乏しい解釋に過ぎない。交趾洋システムで活躍した可能性のある琉球を殊更に無視した理由、それは琉球の成立事情に求められるのではないだろうか。

『大明實錄』を見れば、兩國の使節が何度も北京で顔を合わせた可能性があることは容易に知られる。新興港市國家琉球が明によって勃興し、厚遇を受けていたことは大越側にも知られていたであろう。よって占城や滿刺加等の遠國とは違い、琉球を朝貢國扱いすれば、さすがに明も黙ってはいないことは大越も理解していたであろう。かたや琉球も明の優遇政策は十五世紀後半から削減され始めており、明に一旦併合されたことに對して意趣返しともいえる挑發行爲を繰り返している大越と、國家として交渉をもつことは危険と感じたに違いない。史料にあらわれない大越―琉球交易の實態がどのようなものであったかは不明なままである。しかし、たとえ漂着船にせよ、琉球の交易勢力が屬國化した占城に接觸した際、大越は激しく反應せざるをえなかったのであろう。

明からの獨立から半世紀たつても周圍を大國に圍まれ、疆域内でも政權の意に背く半獨立勢力が多く存在する中、明の制度を徹底的に取り入れることによって多くの改革に成功し、アユタヤ、ビルマとともにインドシナ半島で頭一つ抜けた存在に大越帝國の内實を引き上げ、「華」としてのイメージの固定化をある程度實現させた聖宗の功績は確かに大きい。また彼の對外政策は、明と國家のサイズは違えども中華を實現することで、弱肉強食の時代に對應する現實的な政策であったと評價できよう。しかし過大にも感じられる外征は、永樂帝同様、本來皇帝にはなれなかつたはずの者が皇帝になつたコンプレックスの存在を感じざるを得ない。これに關して少々蛇足とも思えることを述べて本稿をしめたい。

宮崎市定以來、明初の各帝が元朝同様、中國本土だけではなく、モンゴル高原をも含んだ帝國の創設をもくろんでいた、ということはかなり定説化されている。しかしこうした「フビライになりたかつた永樂帝」という見方に、近年谷井陽子^②「二〇〇九」は疑義を示している。氏は、永樂帝の一見華々しい親征もすべて相手側の敵對行動に對應する形で行われたこと、そしてその努力によつても結局は軍事力をも含む物理的條件によつて、明朝は長城線をはさんで北方勢力と膠着状況にならざるをえなかつたこと、その後は膠着狀況を維持することが主目的となつたことを軍事狀況の分析で明らかにし

ている。つまり、「永樂帝はフビライになりたかった」とは限らないのである。

朝貢使節などからの限りある情報で、尊敬と憎悪が相半ばする永樂帝に「なりたい（超えたい）」と聖宗が願ったことがその度重なる外征につながったとしたら、それはやはり歴史の皮肉と言うべきであろう。ただ、ここでもヴェトナム近代史研究の限界が露呈されてしまう。例えば北宋の政治を主導した者は誰かと問われれば、徽宗や哲宗より新法黨や舊法黨の多くの大物政治家が思い浮かべられる事であろう。しかし、史料の決定的に足りないヴェトナム史研究においては、聖宗の「擴張路線」を主導したのが軍部なのか、明にかぶれた科擧官僚なのか、それともやはり聖宗自身なのか、おそらくこれからも解明されることはなく、功罪のすべては聖宗に歸され続けるのである。

註

- (1) 本稿では現ヴェトナム領内の大小政體を扱うので、混乱を避けるため、红河平野部を根幹とした黎朝を、自稱に従って「大越(國)」と記す。
- (2) ただし英語圏の陶磁考古學の分野では、東南アジア各地の遺跡から中國陶磁が十五世紀に劇的に見られなくなる現象が指摘され、「Ming Gap」と一般に呼ばれている。ロツサナ・ブラウンは九世紀から一五〇五年までを四つの時期に分け、もっぱら沈没船からの遺物残存状況に基づき、一四二四年から八七年(宣徳初から成化年間末まで)の時期、中國陶磁が激減していることを論じている [Brown 2010: 362-68]。
- (3) タインホアは黎聖宗光順十年(一四六九)までは「清化」[Thanh Hoa]であり、同年、承宣が置かれた際に「清華」[Thanh Hoa]と變えられた。そして阮朝紹治元年(一八四一)に「清化」に復された。本稿では煩瑣をさけるため、原史料及び地圖以外は「清化」で統一する。
- (4) 中でも京師昇龍(現ハノイ)を中心とした地域と、中國の影響が最も早く強く傳わる東部デルタ(南策地方)が清化の武臣と暗に對立することとなる [八尾二〇〇九: 第四章]。
- (5) ヴェトナム人研究者の研究は近年に至るまでその繁榮史觀を引きずったまま、概ね聖宗の對外政策(交易、外交等)についても肯定的な評價を與えているが、實證に乏しい。
- (6) ビー・ミン・チ & グエン・ロン・ケリー [Bùi Minh Trí và Kerry, Nguyễn-Long 2001] 等参照。トプカブ宮殿

所藏の後述裴氏戲作青白磁の寫眞は同書三二二頁に掲載。

- (7) 『國朝刑律』に含まれる各條文の成立年代が國初であり、その後も改變が加えられた形跡がないという筆者の考證は「八尾二〇一三」で行っている。

- (8) 雲屯に關する古典的な研究としては、山本達郎「一九三九」があるほか、近年では日本の考古學チームによる研究が多く公開されている（阿部・菊池二〇〇六）等。西村昌也の小文「二〇一一・二五三～五四」も大いに參考になる。ヴェトナム人によるまとまった研究としてはド・ヴァン・ニン [Đỗ Văn Ninh 1997] があげられる。

- (9) 陳朝及び黎朝初期の官制によれば、察海使は陳朝期中葉に雲屯に設置されている。『大越史記全書』（以下『全書』）本紀卷七 陳裕宗紹豐九年（一三四九）十一月朔、末の條には、

雲屯鎮に鎮官、路官、察海使、それに平海軍を設置した。以前、李朝の時代には、商船が来る場合は（中北部ヴェトナムの）濱州・他員等の海門から入港していた。最近になって、海道が遷移し、海門が浅くなったため、（商船は）多く雲屯に聚まるようになった。よってこの命が下された。（設雲屯鎮鎮官・路官・察海使、及置平海軍以鎮之。先是、李朝時、商舶來則入自濱州・他員等海門。至是、海道遷移、海門淺涸、多聚雲屯。故有是命。）

とある。安撫使は縣の長官である。明の支配を受けていた時代に雲屯には市舶司が置かれたが、黎朝に入ってから後は提舶司の存在は確認できない。

- (10) 『全書』本紀卷十一 黎太宗紹平元年（一四三四）九月十六日、冬十月の條には安邦路總管阮宗徐・同總管黎遙が爪哇からやってきた商船の荷物點檢の際、その數をこまかにして私服を肥やして罰せられた例・

安邦路總管阮宗徐・同總管黎遙を貶三資、罷職とした。本朝では臣民が勝手に外國の商貨を賣買することを禁じて許していない。時に、爪哇船が雲屯鎮に至った。宗徐等は船貨の正確な額を檢査すべきところ、さきに原額を報告したのに、後で隱詐しその額を書き改めて九百餘緡を着服し、黎遙とそれぞれ百緡を手にした。事が露見し、故に彼らは罪に問われた。（安邦路總管阮宗徐・同總管黎遙貶三資、罷職。本朝禁臣民不得私販外國商貨。時、有爪哇舶至雲屯鎮。宗徐等當檢錄舶貨正數、前已將原數供報、後復隱詐改換其狀、而私服九百餘緡、自與黎遙各占百緡。事發、故罪之。）や、

『同』同年十二月八日、二六日の條では開國功臣の一人である前軍總管黎受が家人を使って化外の者と賣買を行ったことで彈劾されたこと・

言官潘天爵が彈劾し、前軍總管の黎受が國喪に當るにもかかわらず妻を娶り、大いに第舍を起工し、家人に出境させて、ひそかに化外の者と交市させている等の事を問題にした。（言官潘天爵彈章、論前軍總管黎受當國喪娶妻、大起第舍、使家人出境、私與化外交市等事。）

等が記されている。

- (11) 「リ・タナ二〇〇四・一一四～一五」は陶磁器以外にも

交趾洋に面したハイズオン地方に原貫をもつ建築、大工、木版印刷などの同業集団が京師に存在したことを指摘している。

- (12) 「前面碑文」とあるが、現代ヴェトナム語文法に引きずられた語順であり、意味は「碑文前面」である。後面碑文も同様。

- (13) 字喃注 糖 *đường*: 「道」の意、「上糖」で「上の道」ほどの意だが、村中の小地名の可能性が高い。召 *châu*: 「孫」の意、「召三代老将裴國興」で「老将裴國興の三代の孫」の意。爇 *nung*: 「焼く」の意、「藝爇」で「焼く仕事」焼き物業」の意。廷 *đình*: 「ムラの集會所兼宗教施設であるディン *đình*」の意。段 *đoạn*: 「するやいなや」の意。

- (14) 裴氏の家には薄い家譜も残り、それには彼女の弟の名として裴廷起とある。

- (15) 例えば × 長 *trường* → ○ 場、× 大保 *Dai Bao* → ○ 大寶、× 興公 *hung công* → ○ 興工、× 夫軍 *phu quân* → ○ 夫君など。

- (16) 録文の存在は確認されていない。同家にある文書史料は裴國興の子孫であることを記した薄い家譜のみである。

- (17) 『東方諸國記』の著書トメ・ピレスは十五世紀後半にリスボンで生まれ、一五一一年にポルトガルが占領したマラッカの商館員となった。中國との貿易交渉にも携わることが失敗し、中國官警に廣州で捕縛される。その後の消息は不明だが一五二四年頃歿したらしい。本書の完成は一五一五年頃と考えられる[生田滋 一九六六・二七―二五]。

- (18) 兩氏の意見は華人ムスリム商人が多く存在したことを考えれば(一)と對立する考え方ではないが、やや非ムスリムの華人商人の役割を過小評價しているのではないかという印象を筆者はいだく。

- (19) 大越の獨立から黎朝聖宗期までの大越―占城關係については「桃木二〇一―: 一六九―七〇」に簡便な年表がある。

- (20) 建國當初の林邑國が必ずしも「インド文化が卓越する國」でなかったことは「八尾 一九九五」でも論じたが、逆にヴェトナム人史家も、北部ヴェトナムに残るチャンパの文化的要素に注目しつつある。例えばチャン・クオク・ヴォン [Triệu Quốc Vương 2011] は紀元前後から李陳朝期の兩國の交流を追いつつ、北部ヴェトナムの各地に残るチャンパの影響を受けた寺院建築様式やチャム語起源の單語、チャンパの風習をまねた習俗の存在などをあげている。

- (21) ヴィジャヤ附近の占城窯報告として、日本語で讀めるものとしては森本朝子・大橋康二 [一九九六]、その後の調査結果や占城陶磁を積んだ沈没船の概要についてはアリソン・I・ディエム [Dean 2011] を参照。「森本 一九九六」ではラムドン省(ヴェトナム西南の高原地帯)での自らも参加した古陶磁遺跡發掘の結果を報告したもので、占城の中心地ビンディン省内の各窯で焼かれた占城焼が多く發見されたこと、すなわち占城の陶磁が内陸まで流通していたことを述べるとともに、大越の青花同様、明の陶磁不足 (Ming Gap) を埋めることに貢献した可能性を示唆し

ている。

- (22) むろん桃木「二〇一・一五五」も狹義の廣南ですら越・占人の混在状態が續いたことを指摘しており、中南部ヴェトナム沿岸部のヴェト化が一氣に進んだとはしていない。

- (23) 『欽定越史通鑑綱目』では「前年」を黎聖宗の「洪徳間」と正している。

- (24) タインホア省ドンソン縣ドンミン社鄭維族祠堂内に現存録文全文はグエン・ヴァン・タイン [Nguyễn Văn Thanh 2006] が公開済み。

- (25) 『全書』など大越側の史料には敗北の記述はなく、ラーナー側史料に基づく [Grabowski 2010: 215-18]。

- (26) [Sun 2010b] は同時代の雲南―ビルマ交易の隆盛を論じているが、大越軍がビルマ北方まで進撃した理由として、そのルートへの關心があったのかもしれない。

- (27) 『全書』には北平都司の設置に関する記述はないが、洪徳十九年以前から、北平鎮守副總兵などの官名を帯びた者の存在が見られ、都司成立以前から太原都司の分署ともいふべき機關の存在したことが窺える。

- (28) 一四九〇年にはこの例の遵守を徹底させるため、同様の趣旨の「缺朝賀禮例」を定めている。『全書』卷十三 洪徳二十二年春正月の條)

- (29) 桃木「二〇一・一九三」の『全書』に基づく統計に據れば、黎朝前期に大越に來航した海外諸國は、占城を除き、爪哇が二回、暹羅二回、羅羅斯甸國一回、蘇門答刺一回の

みである。

- (30) 成化五年（一四六九）に滿刺加船が大越に漂着し、使臣が殺されたことと、占城の次は滿刺加も併呑しようとしているとの訴狀『大明憲宗實錄』卷二一九 成化十七年九月壬申條）が明に對して出されている「桃木二〇一・一九三―九四」。その際には安南國使臣との明廷での對決を滿刺加側使臣は要求したが、明が聖宗に詰問の論旨を送ることで決着をつけた。ただこの大越側の大言壯語は占城攻撃の直前に發せられたもので、滿刺加が希望しているのは、大越の漂着船に對する扱いを何とかして欲しくらしいことであつて、併呑云々の實効性に危機感をもつてのものであるなからう。

- (31) ちなみに、鄭樑生「一九八五・卷末表一」『海外諸國入貢一覽表』によれば、一三六八年―一四九三年の琉球と安南の朝貢回数はそれぞれ二三九回と八一回である。また中島樂章「二〇一・五〇七」表二」によれば、一三六八―一五六六年の兩國の朝貢回数はそれぞれ二八八回と八九回である。

- (32) 『全書』本紀卷十三 黎聖宗洪徳十六年（一四八五）是年の條には

陳封（黎太祖以來の老臣）を殺した。帝が尙書阮如堵等に諭して言うには「陳封は若いとき厲徳侯（第四代廢帝宜民、聖宗の異母兄）の舊臣であつた。やつは仁宗の經筵官となつた際、厲徳を偏愛し、朕を輕んじた。いま、やつは我が臣となつてはいるが、常に不臣の心を蓄え、

朕が明の官號を用いて本國の通制をだめにしてしまった
 とほざいている。不臣の心、顯れたりであろう。(殺陳
 封。帝諭尙書阮如堵等曰、「陳封少時爲厲德侯舊臣。至
 陳封爲仁宗經筵時、愛戴厲德、甚輕蔑我。今封爲我臣、
 常蓄不臣之心、謂我建立明國官號、而匿國朝通制。不臣
 之心顯矣。)」
 とあり、「明かぶれ」呼ばわりされた聖宗の怒りが傳わっ
 てくる。

文獻目録

- 阿部百合子・菊池誠一、二〇〇六、「ベトナムの對外貿易港——日本に輸出されたベトナム陶磁器の積出港を探る——」、小野正敏(編)、
 『前近代の東アジア海域における唐物と南蠻物の交易とその意義』平成十四～十七年度科學研究費補助金(基盤研究(A)(二))研究
 成果報告書、國立歴史民俗博物館。
 生田滋他(譯注)、ピレス、トメ(著)、一九六六、『東方諸國記』、岩波書店。
 内田晶子、二〇〇九、「琉球と東南アジア」、内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球——東南アジア・朝鮮・中國』、榕
 樹書林。
 岡本弘道、二〇一〇、『琉球王國海上交渉史研究』榕樹書林。
 菊池誠一、二〇〇三、『ベトナム日本町の考古學』高志書院。
 小葉田淳、一九三九、『中世南島通交貿易史の研究』(初版)、日本評論社。
 谷井陽子、二〇〇九、『明初の對モンゴル軍事政策とその歸結』『史料』九二(三)。
 檀上 寛、二〇一四、『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』京都大學學術出版會。
 鄭 樑生、一九八五、『明・日關係史の研究』雄山閣。
 豊見山和行、二〇〇三、『琉球・沖縄史の世界』『日本の時代史』一八 琉球・沖縄史の世界』、吉川弘文館。
 中島樂章、二〇一〇、『十四～十六世紀、東アジア貿易秩序の變容と再編』『社會經濟史學』七六(四)。
 西村昌也、二〇一〇、『大越の外港遺跡・雲屯(ヴァンドン)について』、西村昌也(著)『ベトナムの考古・古代學』同成社。
 長谷部樂爾(編著)、一九九〇、『インドシナ半島の陶磁』瑠璃書房。
 『福岡市美術館(編)、一九九二、『ベトナムの陶磁』福岡市美術館。

藤原利一郎、一九四九、「廣南王阮氏と華僑——とくに阮氏の對華僑方針について——」『東洋史研究』一〇(五)(藤原「一九八六」に再收)。

藤原利一郎、一九七五、「黎朝前期の明との關係(一四二八—一五二七年)」(山本(編)一九七五)所收(『ヴェトナム黎朝前期の明との關係』として藤原「一九八六」に再收)。

藤原利一郎、一九八〇、「黎朝後期鄭氏の華僑對策」『史窓』三八(藤原「一九八六」に再收)。

藤原利一郎、一九八六、『東南アジア史の研究』法藏館。

宮崎市定、一九六九、「洪武から永樂へ——初期明朝政權の性格——」『東洋史研究』二七(四)(後、佐伯 富・島田虔次・岩見 宏・

礪波 護(編集委員)、一九九二、『宮崎市定全集』十三、岩波書店、に収録)。

桃木至朗(編)、二〇〇八、『海域アジア史研究入門』岩波書店。

桃木至朗、二〇一〇、『中世大越國家の成立と變容』大阪大學出版會。

森本朝子、一九九六、「中部ベトナム・ラムドン省タイラン遺跡の陶磁器『貿易陶磁研究』一六、

森本朝子・大橋康二、一九九六、「ベトナム・ビンディン省ゴーサイン二・三號窯の發掘調査」『東洋陶磁』(東洋陶磁學會)二六、

八尾隆生、二〇〇九、『黎初ヴェトナムの政治と社會』廣島大學出版會。

八尾隆生、二〇一〇、「社會規範としてのベトナム『國朝刑律』の可能性——書誌學的考察より——」、山本英史(編著)『近世の海域世

界と地方統治(東アジア海域叢書一)』汲古書院。

八尾隆生、二〇一二、「前近代ヴェトナム碑文研究緒論」、須江 隆(編)『碑と地方志のアーカイブズを探る(東アジア海域叢書六)』汲

古書院。

八尾隆生、二〇一三、「前近代ヴェトナム法試論——『國朝刑律』再論——」『歴史評論』七五九。

山本達郎、一九三九、「安南の貿易港雲屯」『東方學報』東京九。

山本達郎(編)、一九七五、『ベトナム中國關係史——曲氏の抬頭から清佛戰爭まで——』山川出版社。

リ・タナ(著)、中砂明德(譯)、二〇〇四、「海からの眺望——地域世界からみたベトナム北部海岸」『東洋史研究』六三(三)。

Bùi Minh Trí và Kerry Nguyễn-Long, *Gồm Hoa Lam Việt Nam*, 2001. TP. Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội (NXb. KHXH). (ベトナム・チ&ケリー・タエン・ロン、二〇一一年、『ヴェトナムの青花磁』ハノイ：社會科學出版社)

Brown, Roxanna M., 2010, *A Ming Gap? Data from Southeast Asian Shipwreck Cargoes*, In: [Wade, Geoff and Sun Laichen 2010].

Cooke, Nola, Li Tana, and Anderson, James A. (eds.), 2011, *The Tongking Gulf through History*, Philadelphia: University of Pennsylvania

- Press.
- Diem, Allison I. 2011. The Significance of Ceramic Evidence for Assessing Contacts between Vijaya and Other Southeast Asian Polities in the Fourteenth and Fifteenth Centuries CE. In: [Trần Kỳ Phương and Lockhart, Bruce M. 2011].
- Đỗ Văn Ninh. 1997. *Huyện đảo Văn Đồn*. TX. Hồn Gai: Ủy ban Nhân dân Huyện Văn Đồn. (七・タトノ・ニン 一九九七年『雲屯島縣』ホントノ市：雲屯縣人民委員會)
- Grabowsky, Volker. 2010. The Northern Tai Polity of Lan Na (Ba-bai Da-dien) in the 14th and 15th Centuries. In: [Wade, Geoff and Sun Laichen 2010].
- Li Tana. 2009. A View from the Sea: Perspectives on the Northern and Central Vietnamese Coast. *JSEAS (Journal of Southeast Asian Studies)* 37(1).
- Li Tana. 2010. The Ming Factor and the Emergence of the Việt in the 15th Century. In: [Wade, Geoff and Sun Laichen 2010].
- Li Tana. 2011. The Tongking Gulf through History: A Geographical Overview. In: [Cooke, Nola, Li Tana, and Anderson, James A. 2011].
- Nguyễn Văn Thành. 2006. Tấm bia hộp thời Lê Thánh Tông của Thái bảo Bình Lạc hầu Trịnh Duy Hiếu. *Tạp chí Hán Nôm* số 76. (ハ・ン・ケトノ・タノ・ニ 二〇〇六年「黎聖宗期の太保平樂侯鄭維孝箱碑文」『漢喃雜誌』七六)
- Reid, Anthony. 1988: 1993. *Southeast Asia in the Age of Commerce*. 2 vols. New Haven and London. (邦譯：アンソニー・リード『大航海時代の東南アジア』全二冊 法政大學出版局)
- Sun Laichen. 2006a. Military Technology Transfers from Ming China and the Emergence of Northern Mainland Southeast Asia (c. 1390–1527). *JSEAS* 34(3).
- Sun Laichen. 2006b. Chinese Gunpowder Technology and Việt c. 1390–1497. In: Nhung Tuyet Tran and Reid, Anthony (eds.), *Việt Nam — Borderless Histories*. Madison and London: The University of Wisconsin Press.
- Sun Laichen. 2010a. Assessing the Ming Role in China's Southern Expansion. In: [Wade, Geoff and Sun Laichen 2010].
- Sun Laichen. 2010b. Shan Gems, Chinese Silver and the Rise of Shan Principalities in Northern Burma. c. 1450–1527. In: [Wade, Geoff and Sun Laichen 2010].
- Tăng Bá Hoành. 1999. *Gốm Chu Đậu*. TP. Hải Dương: Bảo tàng tỉnh Hải Dương. (タノ・バ・ホアイン(編著) 一九九九年『チュタウ陶磁器』ノイスオン市 ノイスオン省博物館)
- Trần Kỳ Phương and Lockhart, Bruce M. (eds.), 2011. *The Cham of Vietnam: History, Society and Art*. Singapore: National University of

Singapore Press.

Trần Quốc Vương. 2011. *Việt-Cham Cultural Contacts*. In: [Trần Kỳ Phương and Lockhart, Bruce M. 2011].

Wade, Geoff. 2009. An Early of Commerce in Southeast Asia, 900-1300 CE. *JSEAS* 40(2).

Wade, Geoff. 2010. Southeast Asia in the 15th Century. In: [Wade, Geoff and Sun Laichen 2010].

Wade, Geoff and Sun Laichen. 2010. *Southeast Asia in the Fifteenth Century: the China Factor*. Singapore: NUS Press.

Whitmore, John K., 2006. The Rise of the Coast: Trade, State and Culture in Early Đại Việt. *JSEAS* 37(1).

Whitmore, John K., 2011. Văn Đồn, the “Mac gap”, and the End of the Jiaozhi Ocean System: Trade and State in Đại Việt, Circa 1450-1550.

In: [Cooke, Nola, Li Tana, and Anderson, James A. 2011].

〔補記〕 本稿脱稿より刊行に至るまで、筆者の不備により、一年以上の期間を要するお恥ずかしい事態となった。その間、本稿で引用した研究業績執筆者による新たな英文著作が出ているが、本稿には反映できていない。よって()ではその梗概を紹介し、いさよかなから不備を繕うたい。

Fujita Kayoko, Momoki Shiro, and Anthony Reid(eds.), *Offshore Asia: Maritime Interactions in Eastern Asia before Steamships*. Singapore: ISEAS, 2013. は、編者である桃木とリードの序論 (introduction) によれば、まず前世紀後半期に主流を始めた「ナシヨナリスティック」な東南アジア史の功罪、東南アジアを一體として認識し、東南アジア性を強調することの功罪を念頭に置いた上で、しばしば「堅くて閉鎖的な北東アジア」対「緩くて開放的な東南アジア」という構圖を打破すべく、単に交易だけを扱ったものではない「海域アジア史」論集を目指したものである。そうした編者の意圖に背く紹介の仕方になってしまいが、本稿に直接關聯する所收論文は、Momoki Shiro and Hsuda Takashi, *The Periodization of Southeast Asian History, in Comparison with that of Northeast Asia* James K. Chin, Merchants, Envoys, brokers and Pirates: Hokkien Connections in Pre-Modern Maritime Asia, Sun Laichen, Saltpetre Trade and Warfare in Early Modern Asia (三篇)である。

第一論文は上記の編纂目的に合わせて、北東アジアと比較しつつ九世紀から十九世紀の東南アジア史の時代區分を試み、九世紀～十四世紀、十五世紀～十七世紀、十七世紀末～十九世紀中葉の四期に區分する。本稿はその第二期に該當するが、リードの「交易の時代」、リーバーマンの「奇妙な並行性」説が受け入れられ、「大航海時代」という時代遅れな時代區分から解放されたが、こ

の第二期が「交易の時代」なのか第一期と三期の移行期なのかという問題を提起し、その解決策としてこの時期を更に十四世紀末～十五世紀前半と十五世紀後半～十七世紀初期に分割し、その前半を移行期、後半を「長い十六世紀」と認識する方法と、十四世紀末～十六世紀初期までと十六世紀中葉以降に分割し、前半を移行期、後半を岸本美緒が提唱する「世界規模のポスト十六世紀問題」に關聯づける方法を案出している。こと大越に限って言えば、後述のウイットモアの論考にもあるように、聖宗の出現を重視した場合、前者の方が適合しているように感じられる。

第二論文は、福建人の海域世界における役割を、論文題の通り、商人、使節、仲介者（通譯など）、海賊などに分類して時系列に沿って具體的事例を紹介している。「使節」の部分では、まさに大越がチャンパと交戦している一四七一年に、密出國した福建商人が明の使節を騙ってマラッカやアユタヤで厚遇を受けたものの、歸途、明の官警に捕獲された事例を紹介している。

第三論文は火薬の材料である硝石（硝酸カリウム）の交易を論じたもので、早い時代から大越が中國の硝石の輸入國であったことと、明代でも陸路でビルマや大越が硝石を中國より（密）輸入していたこと、火薬のいまひとつの重要な原料である硫黄が琉球から黎朝大越に輸入された事例を紹介している。ただ氏は火薬需要の擴大原因として（おそらく聖宗期の）對中、對チャンパ、對ランサーン、對チェンマイ戦争をあげているが、時代がややずれた十六世紀の話であり、聖宗歿後の内亂に關聯があるのかもしれない。しかし大越と琉球との間にこのような貿易關係があったとする説は捨て置くことはできず、氏の用いた史料を精査する必要がある。

Geoff Wade (ed.), *Asian Expansions: The Historical Experience of Polity Expansion in Asia*. London and New York: Routledge, 2015 は、編者ジェフ・ウエイドの紹介 (introduction) によれば、アジアの諸政體 (polity) の擴張の様態を論じた論文集で、対象は東アジア（北東アジア及び東南アジア）である。本稿に直接關聯する所收論文（二）は、John K. Whitmore, *The Thirteenth Province: Internal Administration and External Expansion in Fifteenth-Century Đại Việt*、Momoki Shiro, *The Vietnamese Empire and its Expansion, c. 980-1840* の二篇があげられる。

前者は、黎聖宗登場以前の「官僚制國家」とはほど遠いマンダラ國家であったこと、大越は聖宗の登場により官僚制國家への道に進み、それ以前の兩者の戦いにおいては、その結末は勝者による掠奪程度で終わっていたのに対して、一四七〇年の親征においてはチャンパを解體し、その北半分（廣南地方）を十三番目の直轄領（承宣）としたこと、その後、中部ヴェトナムの主たる港はヴィジャヤが破壊されたことにより、大越が占領した廣南地方のホイアンに移っていくことなどを論じている。

後者は、現北部ヴェトナムに生まれた小政體であった大越の擴大過程を通史的に概観したものである。氏は主著「桃木 二〇一

一」でも論じているように、十四世紀の繁榮が人口壓を高め、反亂を惹起したのと同じ狀況が聖宗歿後の黎朝でも起こり、その解決のため、チャンパが弱體化してしまった南方への擴大が加速したこと、ただし、沿岸航路や陸路の未整備のため、結局擴大した政體は南北に分裂せざるを得なかつたことを論じている。

いずれの論考も本文及び註にて扱ふべきものであるが、極めて短い紹介に終わったことをお詫びする。

THE AIMS OF KING LE THANH TONG : THE FOREIGN POLICY OF DAI VIET (VIETNAM) IN THE FIFTEENTH CENTURY

YAO Takao

The first half of the period from 1450 to 1680, which was called “the Age of Commerce” by Anthony Reid, corresponds to the first half of the Le era in Dai Viet (Vietnam). In scholarship on Vietnamese history, the viewpoints of historians who focus on the landmass or a single nation have been the mainstream, so the relations between the outer maritime world in the East and Southeast Asia and the foreign policy of the Le government, especially of the most prosperous reign of King Le Thanh Tong, have yet to be fully analyzed.

In recent years, however, the number of studies from the viewpoint of maritime history, using the outcome of the research on ceramics trade and emphasizing the importance of the existence of the Ming empire and the Ryukyu kingdom has increased. This essay will employ the limited number of records in the Vietnamese chronicles and laws as well as information from newly introduced inscriptions to indicate the following points.

According to an analysis of the foreign trade policy in the first half of the Le era and the aim of the military expansionist policy of King Thanh Tong, we see that the Le government also took administrative control of foreign trade, issuing a “sea ban” similar to the *haijin* policy of the Ming, though less rigorously enforced. The government, however, had to cooperate with illegal trade ships that resisted the Ming ban to export new commodities like ceramics. Ryukyu kingdom, which played an important role in the fifteenth century maritime world of Southeast Asia, did not maintain an official trade relationship with Dai Viet because the kingdom had been established as a new trade center with the aid of Ming empire and Dai Viet had continued its dispute with the Ming from the time of its founding.

With respect to the military expansion policy of King Thanh Tong, we cannot deny the possibility that he sharpened his consciousness of being a “Middle Kingdom” and succeeded in exploiting commodities from small peripheral “vassal states” in the tribute system for a short time. However, it is not possible to conclude whether his policy of military expansion was closely link to the foreign trade policy because research on this point has been insufficient.